

青森県「青森新時代」への架け橋資金【創業する事業】 (横浜町が信用保証料を補助します)

青森県では、創業や商品開発といった前向きな事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る中小企業者や個人の方を対象に、青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度を実施しています。

横浜町は、創業資金としてこの制度を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補助対象者

町内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする方、または事業を開始して5年に満たない中小企業者で、次のいずれにも該当する方が対象です。

- ・町内に住所を有し、かつ主な事業所を有する者
- ・町に納付すべき税金を滞納していないこと
- ・青森県「青森新時代」への架け橋資金【創業する事業】により、融資額500万円以内、かつ融資期間10年以内（うち据置期間1年以内）で融資を受けた方

補助内容

県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助します。

ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%、または0.45%に相当する額及びスタートアップ創出枠に係る保証料0.2%（上乘せ分）は補助対象外とします。

実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県「青森新時代」への架け橋資金を利用することは可能です。）

お問い合わせ先

○信用保証料補助に関すること

横浜町役場 産業振興課 電話：0175-78-2111（代表）

○青森県「青森新時代」への架け橋資金に関すること

青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話：017-734-9368（直）

Q1. 希望融資額が500万円を超える場合、または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額500万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間が1年以内）」のものに限られます。
ただし、例えば、融資額600万円（融資機関10年以内）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる500万円の融資と補助対象外の100万円の融資の2口に分けることで、当該500万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q2. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A2. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。
なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工中金、東日本信用漁業協同組合連合会